

報告第6号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 4年12月 6日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和4年11月16日

みやき町長 岡



## 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

### 1 和解の相手方

略

### 2 事案の概要

令和4年10月6日12時40分頃、佐賀市日の出1丁目21-10 佐賀市文化会館敷地内において、公用車を駐車スペースから出す際に、左へ早曲がりしたため、左側に駐車していた相手方車両の右前方に公用車左前方ドアが接触した事案である。

### 3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として283,000円を支払う。

# 位置図

